

第 3 期岩倉市地域福祉計画 令和7年度進捗評価シート

基本目標	2 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域(まち)づくり
施策	(2) 権利擁護の推進

<現状と課題>

- ・本市では、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人が、安心してサービス利用や財産の管理ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進してきました。平成 30 年度には本市と小牧市、大口町、扶桑町で「尾張北部権利擁護支援センター」を共同設置し、権利擁護に関する相談・支援業務を委託して、支援体制を強化しています。
- ・また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」を策定し、関係機関と連携を図りつつ、各種取組を推進しています。
- ・高齢化の進行に伴い、認知症の人などが増加し、権利擁護に関する支援が必要な人は増加していく見込みです。制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。
- ・また、高齢者や障がいのある人、子どもの権利を守り、尊厳を保持していくためには、虐待対応も重要な事項です。虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもちろん、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。
- ・さらに、虐待等の早期発見のためには、市民自身が虐待に関する基本的な知識を持つことも重要であるため、情報発信や理解の促進を図ることが必要です。

単位施策:13 権利を守るための支援の充実

- ・国や県、関係団体等と連携しながら、権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。また、人権等に関する新たな課題への対応を含めた意識啓発や広報を行い、差別や偏見の解消に向けて取り組みます。

事業		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
●成年後見制度利用支援事業	福祉課、長寿介護課	判断能力が不十分な方の権利擁護と安定した日常生活を支援するため、成年後見制度の利用支援を行った。 障がい者については、成年後見人等の報酬として 3 人に助成を実施した。 また、高齢者については、親族等による申立てが困難な方に対して市長申立てを 10 件行うとともに、8 件の報酬助成を実施し、対象者の状況に応じた適切な制度利用と権利擁護を図ることができた。	引き続き、制度を必要とする障がい者や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、本事業を継続し権利擁護に努める。 また、より困難なケースにも対応できるよう、尾張北部権利擁護支援センター等の関係機関と緊密に連携し、適切な支援体制の充実に努めていく。
●尾張北部権利擁護支援センターにおける体制整備	福祉課、長寿介護課	尾張北部権利擁護支援センターや関係機関と連携し、障がい者や高齢者の権利擁護支援の充実に努めた。センターを共同運営する 2 市 2 町(岩倉市、小牧市、大口町、扶桑町)で講演会等を実施し、制度の周知啓発を図った。また、「成年後見制度利用促進計画」に基づく市民後見人養成事業では、第 1 期修了生のうち 14 人(うち本市 7 人)が既に市民後見人として活動	引き続き、尾張北部権利擁護支援センターと連携して利用促進を図るとともに、「市民後見人養成事業」を継続し、地域全体で権利擁護を支える体制づくりに取り組んでいく。

		している。さらに、令和 7・8 年度で実施する第 2 期講座では合計 21 人(うち本市 3 人)の申込があり、全員が基礎課程を修了見込みであるなど、地域における後見候補者の確保と育成に大きな成果を上げている。	
●日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	利用者 15 人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを提供し、安心した地域生活を支援した。このうち1人は、身寄りがないことを心配する本人の意向を尊重した意思決定支援を継続し、関係機関と連携して適切な身元保証団体へつなぎ、切れ目のない支援を行った。	対象者の自立促進および安心した地域生活につながるよう、広報紙やホームページを通じた事業の周知を図っていく。 また、身寄りのない高齢者等への支援ニーズの増加を踏まえ、日常生活自立支援事業の役割を再整理するとともに、新たな支援体制のあり方について検討していく。
●岩倉市子ども条例の推進	こども家庭課	学校での「子どもの権利を考える週間」の授業や、市内小中学生への条例啓発チラシの配布、広報紙への条例の内容の掲載などにより、子ども条例の周知を行った。 子ども未来応援計画及びこどもまんなかアクションを周知するためのシンポジウムを開催し、参加者に子ども条例をはじめとする市の子どもの関する取組を説明した。 各児童館では、「子ども未来応援計画」に基づく子どもの意見を取り入れた行事等を実施した。	「子ども条例」の認知度を高めるため、学校を通じた子どもと大人への周知を行うとともに、子どもの意見に基づいた行事を実施するなど、「子ども条例」に基づく施策を実施していく。
●その他			

単位施策:14 虐待防止に向けたネットワークづくり

・子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やDV等について、市民、地域組織・団体、司法や福祉の専門機関等との連携を図り、虐待防止に向けて早期発見・早期対応に取り組みます。

事業		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
●要保護児童等対策地域協議会	こども家庭課	要保護児童等対策定例会議を毎月開催し、要保護児童等について関係機関との情報共有を行った。関係機関と連携して児童を見守ったことで虐待の予防・防止、および通告時の早期対応を行うことができた。	関係機関と連携して対応する体制は構築されてきているが、より効果的な対応ができるよう引き続き、連携強化を図っていく。
●障がい者虐待防止に関する周知・啓発	福祉課	地域自立支援協議会の部会活動とし	引き続き、地域自立支援協議会の

					て、虐待防止研修を事業所向けに開催し45人の参加があった。	活動や関係機関と連携し、障がい者・児の虐待防止に関する周知・啓発に取り組む。
●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の実施				長寿介護課	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を1回開催し、高齢者虐待の事例報告などを実施することで、関係機関と情報共有し、連携強化を図ることができた。	高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応ができるよう関係機関との連携、情報共有を図るため、運営委員会を実施していく。
●その他						
事務局評価	取組 2	指標 -	評価 B	評価理由	市民後見人に関する事業や成年後見制度の周知等、権利擁護に向けた各施策は令和6年度に引き続き安定して展開されている。子ども、高齢者、障がい者等に対する虐待防止の取り組みについても、継続的かつ順調に推進されており、地域における権利擁護の支援体制が着実に維持されている。	
推進委員評価	B			推進委員評価 判断理由・コメント	尾張北部権利擁護支援センターとの緊密な連携体制が構築されており、成年後見制度の周知も含め安定的な運用がなされている。特筆すべきは、虐待防止体制の充実である。児童・障がい・高齢の各分野において、それぞれの専門性を生かした虐待防止ネットワークが機能しており、専門職と行政、関係機関による早期発見・対応の連携体制が維持されていることを評価する。今後はこれらのネットワークの具体的成果や困難事例への対応実績をより詳細に可視化していく必要がある。	